

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料など

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

回答	<p>第8期の介護保険料につきましては、介護給付費準備基金の全額9億5千万円の取り崩し、保険者機能強化推進交付金等の活用を行い、令和3年度から令和5年度の3年間に団塊の世代の一部が75歳以上となることや介護報酬改定の引き上げ等による介護給付費等の額を見込んで決定したものです。</p> <p>また、保険料の所得段階設定につきましては、被保険者の負担能力に応じ、10段階から12段階の多段階設定としましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第1段階・第2段階の免除につきましては、国が指導しております保険料減免の三原則により適切でないと考えております。</p>
----	--

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

回答	<p>収入が減少した世帯の保険料につきましては、傷病を限定せず、申請により条件に該当する方の減免を実施しております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特例的な国の措置であり、市独自で行うことは厳しいと考えております。</p>
----	--

- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

回答	<p>介護保険料の減免制度につきましては、当市は災害による財産の損害、生計中心者の死亡・病气・失業などにより収入に著しい現象があった場合に介護保険料の減免を行っています。</p> <p>また、低所得者の介護保険料軽減につきましては、第1段階の方は平成27年度から、第2段階及び第3段階の方は平成31年度から介護保険料軽減しております。</p>
----	---

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答	<p>介護利用料の軽減につきましては、介護保険制度において特定入所者介護サービス費として施設入所者の食費・居住費の軽減措置がとられており、高額介護サービス費制度、また平成20年度に創設された高額医療費合算介護サービス費制度においても低所得者への配慮はされています。介護利用料の減免についても、介護保険料の減免と共に、全国共通の問題でもあり、介護保険制度の中で対応することと考え、全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点提言として、国に要望しております。</p>
----	--

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

回答	サービス利用に係る自己負担につきましては、公平性の観点から負担をお願いし
----	--------------------------------------

	ております。国、県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考慮してまいります。
--	--

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

回答	厚生労働大臣が定める訪問介護(生活援助中心型サービス)の回は、1月あたり要介護1は27回、要介護2は34回、要介護3は43回、要介護4は38回、要介護5は31回となっております。稲沢市は平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画のうち、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、届出をお願いしております。届け出内容により問い合わせることはありますが、全てに回数制限を行ってはおりません。
----	--

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

回答	サービスの利用については、地域包括支援センター等が行うケアマネジメントに基づき利用することができ、適切なケアマネジメントにより、利用者の状態にあったサービスを、必要な期間利用できます。 また、認められれば、継続した利用をすることができます。
----	---

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

回答	総合事業については、基本的には、上限額が設定され、その範囲内での実施となりますが、現行相当サービスも含め、利用者の状態にあった多様なサービスが提供できるよう必要なサービス量の確保に努めてまいります。
----	---

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

回答	現在、65歳以上の高齢者が誰でも利用できる一般介護予防事業として、高齢者ふれあいサロン事業、脳と身体の健康体操、脳の健康講座など、健康づくりや介護予防のための各種講座を行っております。令和3年度からはシニア男性を対象とした元オリンピック選手に学ぶ筋力トレーニング教室を開始しました。 また、本市では、平成29年度から生活支援体制整備事業を実施しており、支所、市民センター地区において、地域の課題や資源について話し合いを進めておりますので、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合いの体制づくりを推進し、介護予防につなげていきたいと考えております。
----	--

(3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回答	特別養護老人ホームについては、100床規模の施設を平成31年4月に開所しており、また、令和3年度中には、80床増改築(20床増築)の施設が開所予定となっております。 また、認知症対応型共同生活介護施設についても、令和2年4月に18床の規模
----	--

の施設が新に開所されており、今後も引き続き待機者の解消に努めてまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にいき、入所希望者に対して適用してください。

回答	特別養護老人ホームの入所につきましては、入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるため、平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1・2の方の特例的な施設への入所が認められています。この「特例入所」の運用につきましては、透明性及び公平性が求められており、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることが前提で、判断にあたっては、申込者の状態を十分に把握するため、施設と保険者との間で必要な情報共有をし、地域の居宅サービスや担当の介護支援専門員から居宅における生活の困難度の状況聴取内容などを踏まえ、施設に対し、市として適宜意見を表明し、施設は、その意見の内容を踏まえ、特例入所の必要性を判断しております。
----	---

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回答	高齢者のたまり場事業については、高齢者が身近な場所で集う高齢者ふれあいサロン事業を、介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業として実施しています。実施状況に応じて市からサロン運営者に交付金を交付しており、設置数は、平成27年度は33グループ、平成28年度は34グループ、平成29年度は35グループ、平成30年度は40グループ、令和元年度は46グループと年々増加しております。(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により35グループでした)
----	---

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回答	住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しております。
----	-------------------------------------

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

回答	身体障害者手帳の該当とならない中等度の難聴のある70歳以上の非課税世帯の高齢者を対象として、令和3年10月1日から、当該事業を開始します。
----	---

★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回答	愛知県が策定する、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する法律に基づく県計画に定める事業を実施するための補助金である愛知県地域医療介護総合確保基金事業(介護従事者確保分)補助金がありますが、この補助金により介護の普及啓発、介護人材資質向上、研修受講支援等介護従事者の育成、介護離職の減少に努めております。また、介護従事者の人材を確保してい
----	---

	くために、本市としても県とともに「参入促進」「資質の向上」「環境改善」を進めていきたいと考えております。
--	--

- ②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

回答	介護保険の指定事業者になるためには、介護保険法とそれに基づく各基準や通知等による命令を遵守（法令遵守）しなければなりませんので人員に関する基準を満たしていることが必要と認識しております。
----	---

★(6)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答	12月31日現在で要介護認定期間が6ヶ月以上継続している方を対象に、要介護1から3までの方を障害者控除、要介護4・5の方を特別障害者控除の対象としています。
----	--

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答	<p>上記対象者の内、住民税課税世帯の方又は申請のあった方に「障害者控除対象者認定書」を送付しています。また、広報やHPで制度周知を図り、お近くの支所・市民センターやHPから申請書をダウンロードしていただき、郵送にて申請が可能です。</p> <p>なお、障害者控除対象者認定書を送付することで、確定申告の予定がない方から苦情（送付しないでほしい、郵便料を無駄にするななど）をいただいているケースもあることから今のところ全件送付の予定はございません。</p>
----	--

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

回答	一般会計からの法定外繰入につきましては、国民健康保険の非加入者の方の理解を得られる範囲でなければならないと考えております。また、平成30年度に実施された国保財政の県単位化以降、法定外繰入金削減が求められており、特に、保険税の負担緩和を図るための繰入金は赤字補填と見なされ、計画的に削減することを求められるため、増額は困難です。よって、医療の高度化及び高齢化により、一人当たりの医療費が増加している現在の国保財政は大変厳しく、保険税の引き下げは難しい状況です。
----	---

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答	当市では以前より、災害等により損害を受けた方、収入が減少した方などを対象に、市独自の減免制度を実施しています。減免制度の拡充につきましては、負担の公平という観点から、慎重に対応していきたいと考えています。
----	--

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回答	令和3年6月11日に公布された「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法」により、令和4年度から未就学児分の均等割を対象に最大5割軽減し、軽減相当額を公費で支援する制度が作られたため、実施へ向け準備を進めているところです。 なお、18歳までの子どもの均等割を減免する場合は、公費負担がなく、市独自の施策となるため、慎重に検討していきたいと考えております。
----	---

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

回答	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険税の減免制度については、国による財政支援の範囲内で定めています。なお、稲沢市では以前から、収入が減少した世帯の保険税について傷病を限定せず、申請により条件に該当する方の減免を実施しています。
----	--

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

回答	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金については、国による財政支援の範囲内で定めており、事業主については財政支援の対象外であるため、傷病手当金の対象としていません。また、今回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特例的な措置であり、その他の傷病について傷病手当金を支給することは他の国保加入者の負担が増えることにつながるため、市独自で行うことは厳しいと考えています。
----	---

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正

規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

回答	資格証明書につきましては、国保の被保険者間の負担の公平を図る観点などから、特別の事情がないにもかかわらず保険税を滞納している世帯に対し交付していますが、高校生世代以下の子どもや福祉医療費助成受給者に対しては、短期保険証を郵送で交付しています。また、資格証明書交付要綱に基づき、(1)滞納している保険税を完納したとき、(2)滞納額が著しく減少し、かつ、納付誓約を確実に履行していると認められるとき、(3)災害等の特別の事情により保険税の納付が困難であると認められるとき、(4)当該世帯に属する被保険者が公費負担医療等を受けることができる者となったときには、届出により保険証を交付することとしています。
----	---

★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

回答	国保税の未納世帯については、納税相談等の方法により世帯の生活実態把握に努め、短期保険証発行の対策を講じていますが、毎月分納している世帯については、最低6か月の有効期限の保険証を交付しています。また、滞納処分につきましては、納税者の方の生活実態を把握して進めていますので、御理解をお願いします。
----	--

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答	当市要綱により、実収入月額が生活保護基準額の1.15倍以下の場合、一部負担金の免除を、1.15倍を超え1.3倍以下の場合、4段階の区分に応じて一部負担金を減額することを規定しています。また、制度の周知については、ホームページに掲載し、市の生活保護担当者と連携を図って相談やチラシの配置を行っています。
----	--

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

回答	令和3年1月以降案内分の高額療養費について、初回のみ申請していただければ2回目以降の申請が不要となる簡素化を行っております。
----	--

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

回答	<p>本市においては、納税相談窓口を開設し、納期限内に納付することが困難な滞納者からの相談を随時受け付けております。</p> <p>また、納税相談を通じ、滞納者の実情に則して滞納整理を行うこととしており、一定の要件に該当する場合は、分割納付や徴収猶予など納税の緩和措置を実施しています。</p>
----	---

4. 生活保護について

★①新型コロナウイルス禍における生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自治体への行政たらいまわしは行わないでください。

回答	申請意思のある方については、申請書を直接お渡ししております。 申請書の受理後についても、法で定められた申請日から 14 日以内に保護の決定をするよう努めており、金品の支給についても関係課と協力し、速やかな支給に努めております。 本市では、相談者に対しては適切な対応をしており、他自治体へのたらいまわしなどのケースはありません。
----	---

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

回答	生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護法による保護の実施要領に基づき関係機関と調整を図り、申請書の受理及び保護費の支給に努めてまいります。
----	---

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

回答	国の方針を注視しながら、被保護者、生活保護申請者の意向を丁寧に確認したうえで、望まない扶養義務者への扶養照会を減らせるように努めてまいります。
----	---

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答	住居の無い人の意向を聞き取りながら、居宅保護できるように努めてまいります。個室の居宅確保のために、不動産会社等と連携を図り関係構築に努めてまいります。
----	---

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答	ケースワーカーなど専門職を含む正規職員で対応しています。今年度については、新型コロナの影響で研修等の機会が得られていませんが、今後も、担当者の研修、就労支援や生活指導の充実に努めてまいります。
----	--

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

回答	エアコンの設置については、保護開始時に持ち合わせがない、災害により失った、転居に伴い新旧住居の設備の相違などにより現有品が使用できない場合などの一定の条件に該当し、熱中症予防が特に必要とされる高齢者、障害者及び小児などがいる場合が支給対象となります。夏期手当については、国の基準にはないので支給対象外となります。
----	--

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答	福祉医療制度につきましては、当面は現行制度を維持、存続させてまいります。
----	--------------------------------------

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答	子ども医療費につきましては、子どもの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担の軽減のため、令和2年8月診療分から中学生までの全額助成(現物支給)に加え、高校生等(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の入院医療費を償還払いによる全額助成を始めました。入院時食事療養の標準負担額の助成については、その効果等を見極める必要があり、現時点では考えておりません。
----	--

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答	精神障害者医療費につきましては、平成26年8月診療分から精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者の通院について、全疾病を対象とするように拡大しました。また、自立支援医療(精神通院)の対象者につきましても、精神障害者医療費助成の対象とし、精神通院分の医療費を助成しております。
----	--

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答	後期高齢者医療給付制度につきましては、当面は現行制度を維持、存続させてまいります。
----	---

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答	現時点では妊産婦医療費助成制度を創設する予定はありません。
----	-------------------------------

6. 子育て支援について

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

回答	令和2年3月に作成した「第2期 稲沢市子ども・子育て支援事業計画(2020年度～2024年度)」に基本施策の一つとして、「子どもの貧困対策」を含めて策定しています。 なお、新型コロナウイルスの影響による調査・計画の見直し等は予定していませんが、子育て中の低所得のご家庭への支援として今年度実施されている「低所得者子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給金」が速やかに支給されるよう対応しております。
----	---

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

回答	ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定及び日常生活支援事業の実施については、行っていませんが、自立支援給付事業は実施しています。また、母子・父子自立支援員が、自立及び就労についての相談及び支援を行っており、ひとり親世帯等に対する自立支援等に継続して対応しています。
----	---

- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答	学習支援については、福祉課において対応しています。なお、稲沢市のこども食堂については、昨年度から1団体増え、稲沢市社会福祉協議会に4団体がボランティア登録しています。今後も、行政が介入していないことで柔軟に運営できる面を活かしながら活動していただけるよう、子育て支援課では、団体の活動に役立つ愛知県等からの情報提供等を継続して行ってまいります。
----	--

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答	稲沢市では、令和元年度より生活保護の基準額による就学援助の申請を新たに設定し、生活保護基準額の1.2倍以下の世帯を対象としました。
----	---

- ②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

回答	就学援助制度の案内については、随時市のホームページや広報でお知らせしているほか、学校を通して案内も配布しております。 支給内容については、令和元年度から支給対象として卒業アルバム代等を追加し、給食費・生徒会費を除いて支給額を増額しております。
----	--

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

回答	小中学校の給食費につきましては、学校給食法第11条に「学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する
----	--

	<p>経費は設置者の負担、その他の学校給食に要する経費は保護者負担とする。」と明記されております。</p> <p>他市町で給食費の無償化や一部補助の制度があることは認識しておりますが、本市では、今後も給食費（食材費）の保護者負担は継続させていただきたいと考えております。</p> <p>なお生活困窮世帯の保護者には就学援助制度を利用させていただいております。</p>
--	---

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

回答	<p>本市では、既に平成27年度より園児全員の主食代を市単独で無料にしています。また、副食代については、中学3年生から数えて第2子（市民税所得割額71,000円未満）、中学3年生から数えて第3子以降（所得制限なし）を無料の対象とし、国の免除対象を上回って副食代を無料としています。</p>
----	--

(4) 保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

回答	<p>公共施設の再編は市の方針でありますので、進めていかざるを得ないと考えております。</p>
----	---

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

回答	<p>当市では、平成29年度に1か所、平成30年度に2か所の小規模保育施設を整備しました。また、令和元年度には民間保育園1か所が建て替えを行い、建設費の一部を市から補助しております。今後も、保育ニーズに対応できるよう検討していきます。</p> <p>認可外保育施設については、各保育施設からの要望があれば、検討していきます。</p>
----	--

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

回答	<p>引き続き、県指導監査時に同行して実態把握に努めていきます。</p>
----	--------------------------------------

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

回答	<p>公私間の格差は無いと考えており、引き続き保育士の確保に努めます。</p>
----	---

⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

回答	<p>公私間の格差は無いと考えております。</p>
----	---------------------------

7. 障害者・児施策について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してください。

回答	現在、市内の事業所の協力を得ながら、地域生活支援拠点等の整備をすすめています。障害福祉サービスの利用実績や障害者のニーズを踏まえ、グループホーム等社会資源の確保に努めてまいります。
----	--

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

回答	居宅介護の支給時間については、計画相談事業所等から提出されるサービスの利用計画案の内容を確認し、対象者に必要と認められる時間数を支給決定しております。
----	---

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

回答	移動支援については、通年長期にわたる通学や通所は制度の対象外とされています。しかし保護者の疾病等一時的に支援が必要であると市長が認めた場合は、制度の対象としております。また入所者については施設が対応すべきと考えますが、その入所者が一時的に自宅に戻った場合は対象としています。
----	---

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分にかかわらず認めてください。

回答	入院中のヘルパー派遣については、退院後の自立した生活に向けて支援が必要であると判断した場合、外出時・外泊時に限り認めています。
----	---

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるようにしてください。

回答	障害福祉サービス利用料につきましては、障害者総合支援法に基づいた利用者負担をいただいております。なお、幼児教育・保育の無償化に併せ、就学前の障害児等を支援する一部のサービスは、利用者負担を無償化しております。給食費につきましては、基本実費となりますが、食事提供加算により低所得者の負担の軽減がされております。
----	--

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

回答	介護保険と重複するサービスについては介護保険を優先していただくようにしておりますが、同種のサービスでも障害特性により障害福祉サービスが適切であると認められる場合は、障害福祉サービスを給付しています。また介護保険にないサービスは障害特性に応じたサービスを受けていただけます。介護保険で要介護認定
----	--

	が非該当となった場合でも、計画相談事業所等から提出されるサービスの利用計画案の内容を確認し、対象者に必要と認められる時間数を支給決定しております。
--	---

⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答	障害者が生活するグループホームの夜間体制を充実すべきことは認識しておりますが、現行制度について妥当と考えております。市単独の補助についても、財政を圧迫する可能性が大きいと予測されますので、現在のところ補助を実施する予定はございません。
----	---

⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

回答	障害福祉の基本報酬は月毎の請求をすでに支払っており、処遇改善加算などの財政措置をすでに国は実施しています。市単独の補助についても、財政を圧迫する可能性が大きいと予測されますので、現在のところ補助を実施する予定はございません。
----	--

⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

回答	地域生活支援事業の報酬について、現行制度が妥当と考えております。また、報酬単価を引き上げるにより、利用者負担額が増額することから利用者の不利益になると考えられ、現在のところ報酬改定を検討していません。
----	--

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

回答	子どものインフルエンザワクチンのうち、中学3年生を対象に、令和2年10月15日から費用の一部2,000円を助成しております。その他の任意の予防接種については、現在のところ、助成を実施する予定はございません。
----	---

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答	高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担については、昨年同様に実施していきたいと考えております。 また、2回目の接種については、実施する予定はございません。
----	--

9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答	現在のところ、助成回数2回にする予定はございません。
----	----------------------------

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答	妊産婦歯科健診は、妊婦・産婦を対象に実施しております。
----	-----------------------------

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答	歯科衛生士を常勤で配置する予定はありません。
----	------------------------

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

回答	令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始める中、現役世代の負担軽減を図るため、負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくことにより、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため医療制度改革関連法が令和3年6月に改正されました。 他の世代と比べて有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることは何よりも優先されることであり、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じることのないよう配慮措置がされますので、今後の国の動向を注視し、対応してまいります。
----	--

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

回答	国・県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考えてまいります。
----	-------------------------------------

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

回答	国民年金の事業を運営する保険者は国であり、制度の改正等については、国が検討し定めるものであります。持続可能で安定的な制度確立のためにも必要と考えておりますので、意見書、要望書の提出は考えておりません。 今後、国の動向を見守りながら、必要があれば市長会等を通じ国に要望してまいりたいと考えております。
----	--

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

回答	介護保険制度は、介護を社会全体で支えるという観点から公費負担については、介護保険法に基づく負担割合に応じて国、都道府県、市町村がそれぞれ負担しております。 また、40歳以上の方の介護保険料負担の法定割合も定められて負担していただいております。 現在は低所得者(第1段階から第3段階までの方)の介護保険料につきましては、負担軽減措置を設けております。 また、介護利用料の軽減については、介護保険制度において特定入所者介護サービス費として施設入所者の食費・居住費の軽減措置がとられており、高額介護サービス費制度、また平成20年度に創設された高額医療合算介護サービス費制度においても低所得者への配慮はされています。 国、県の動向及び各市の状況をみて、必要があれば対応を考えてまいります。 【1】 1、(5)人材確保についてでもお答えしたように、県が定めている補助金により介護従事者の育成、離職防止に努めております。
----	--

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

回答	国・県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。
----	-------------------------------------

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

回答	国・県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。
----	-------------------------------------

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

回答	国、県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。
----	-------------------------------------

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

回答 国・県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答 国・県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

回答 国・県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

回答 国・県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

回答 国・県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

回答 国、県の動向及び各市の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。

回答 尾張西部圏の動向及び各医療機関の状況を見て、必要があれば対応を考えてまいります。

国保年金課

健康推進課

高齢介護課

市民病院管理課